

浜松市公告第655号

浜松市の発注する浜松市新病院建設構想策定支援業務委託について、下記のとおり企画提案書を募集し、提案者を特定するので、浜松市新病院建設構想策定支援業務委託に関する企画提案書募集要領第4条の規定に基づき公告する。

平成24年8月13日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 募集の趣旨

本市では、新病院建設に向け、具体的な診療機能、施設・設備、システム等の整備方法について検討し、浜松市新病院建設構想（以下、「建設構想」という。）を策定する。この業務の遂行にあたっては、医療制度や医療環境の動向、病院経営、病院建設等に関する専門的視点を有するコンサルタントの支援が必要である。そこで、建設構想策定のためのコンサルタント業務を委託する先として最適な事業者を選定するために今回の募集を実施する。

2 予定業務概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務委託名 | 平成24年度 浜松市新病院建設構想策定支援業務委託
(担当課 病院管理課) |
| (2) 業務委託の場所 | 浜松市中区富塚町 地内 |
| (3) 業務内容 | 別紙予定業務説明資料のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約の日の翌日から平成26年1月6日まで |
| (5) 委託予定額（上限） | 31,800,000円以内（税込） |

3 担当部署

浜松市健康福祉部病院管理課 〒432-8580 浜松市中区富塚町328番地
(浜松医療センター南館3階)
電話：053-451-2772
FAX：053-451-2773
メールアドレス：byuin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

4 提案資格に関する事項

本募集に係る企画提案書を提出しようとするものは、単体企業であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱（平成20年制定）の規定による入札参加停止期間措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (5) 一般病床が400床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村若しくは一部事務組合が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院。以下同じ。）の整備基本構想又は整備基本計画の策定支援業務を、平成19年度以降に受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。
- (6) 国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村若しくは一部事務組合が設置する病院又は公的病院の経営分析、経営評価、機能評価に類する業務を平成19年度以降に受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。

5 スケジュール

本募集のスケジュールは下記のとおりとする。

区分	期日又は期間
公告	平成24年8月13日(月)
企画提案書作成要領等の閲覧・公開	平成24年8月13日(月)～平成24年9月19日(水)
企画提案書提出意向申出書の受付	平成24年8月14日(火)～平成24年8月24日(金)
質問受付	平成24年8月14日(火)～平成24年8月24日(金)
提案資格確認及び企画提案書提出要請者の選定	平成24年8月30日(木)
提案資格確認結果等通知書の交付	平成24年8月30日(木)
企画提案書の提出	平成24年8月31日(金)～平成24年9月10日(月)
ヒアリング審査	平成24年9月20日(木)
企画提案書の特定結果通知	平成24年9月26日(水)

6 応募手続き

(1) 企画提案書提出意向申出書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、次により企画提案書提出意向申出書を提出すること。

- ア 提出期間 平成 24 年 8 月 14 日（火）から平成 24 年 8 月 24 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
- イ 提出書類 企画提案書提出意向申出書（様式 1－1） 1 部
資格調書（様式 1－2） 1 部
業務実施体制（様式 1－3） 1 部
業務受託実績（様式 1－4） 1 部
総括責任者の実績（様式 1－5） 1 部
主担当者の実績（様式 1－6） 1 部
- ウ 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
（郵送の場合は、封筒に「企画提案書提出意向申出書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）

(2) 提案資格の確認

提案資格の確認基準日は企画提案書提出意向申出書の提出期限日とする。

(3) 提案要請者の選定

提案資格を有する者の中から、事前評価により企画提案書の提出を要請する者を 5 者程度選定する。

(4) 提案資格の確認結果等の通知

提案資格の確認結果及び提案要請者の選定結果は、確認の結果は提案資格確認結果等通知書により通知する。

(5) 提案資格が認められなかった者等の理由説明要求

提案資格が認められなかった者及び企画提案書の提出を要請されなかった者は、市に対し、次によりその理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限 平成 24 年 9 月 3 日（月）午後 5 時

イ 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

ウ 提出方法 任意の様式に記載のうえ持参すること。

- (6) 提案資格が認められなかった者、企画提案書の提出を要請されなかった者及び 6 (1)アによる提出期間内に同イに定める書類を提出しない者は本募集に係る企画提案書の提出を行うことができないものとする。

(7) 現場説明会

現場説明会は開催しない。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 平成 24 年 8 月 31 日（金）から平成 24 年 9 月 10 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
- (2) 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

- (3) 提出書類 浜松市新病院建設構想策定支援業務委託に関する企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）による。
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
（郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）

8 企画提案書作成要領等に関する質問

- (1) 提出方法 企画提案書作成要領等に関する質問は、質疑応答書（様式1-7）により電子メールで提出すること。また、電子メール送付後、担当部署あて質疑応答書を提出した旨電話連絡すること。
- (2) 質問範囲 質問事項は、本要領及び関係資料の細部説明及び補足的なものに限る。
- (3) 受付期間 平成24年8月14日（火）から平成24年8月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで）とする。
- (4) 回答方法 質疑応答書に記載されたメールアドレスあて電子メールにて送付する。
- (5) 質疑応答書の公開 質疑応答書は浜松市ホームページにて公開する。

9 企画提案書に関するヒアリング

次により企画提案書に関するヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時 平成24年9月20日（木）
各応募者のヒアリング予定時刻は別途通知する。
- (2) 実施場所 浜松市役所内会議室（予定） 詳細は後日連絡する。
- (3) 出席者 業務実施体制に記載された総括責任者及び主担当者の2名とする。
- (4) その他 ヒアリングは、提出された企画提案書のみで行うこと。
応募者を特定することができる内容を明示しないこと。

10 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) ヒアリングに出席しなかったもの。
- (5) 委託予定額を超える提案をしたもの。

11 企画提案書の特定

- (1) 評価基準

企画提案書は、「浜松市新病院建設構想策定支援業務委託に関する企画提案書選定基準」に基づき審査する。

(2) 審査結果の通知

企画提案書を特定したときは、特定された者（以下「特定者」という。）を含めた企画提案書の提出を要請した者に書面により通知する。

1.2 特定者とならなかった者の理由説明要求

特定者以外の者は、次により特定者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(1) 提出期限 平成24年10月2日（火）午後5時まで

(2) 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

(3) 提出方法 任意の様式に記載のうえ持参すること。

1.3 その他

(1) 経費負担

本応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 業務委託仕様書

別紙業務説明書及び特定者の企画提案書を基本に、浜松市と特定者が協議の上、業務委託仕様書を作成する。なお、業務委託仕様書作成の協議に要する経費は、契約金額と別に支払わないものとする。

(3) 契約に関する協議

本募集終了後、前項の仕様書に基づき、特定者と2(1)に示す業務委託の契約についての協議をする。

(4) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は、企画提案書を特定する以外に、提案者に無断で使用しないものとする。

イ 企画提案書は公開しないものとする。ただし、特定者の企画提案書については公開する。

ウ 提出された書類は、企画提案書の特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

エ 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく使用することはできないものとする。

カ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

キ 提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書提出意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に提案資格を喪失

した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、特定者として選定されている場合は次順位の者と手続を行うものとする。

- (6) 本業務委託を受託した者は、今後予定している新病院建設に関する基本及び実施設計業務を受託することはできない。